

省エネ住宅ポイント制度について

1. 制度の概要

対象期間	① 平成26年12月27日(閣議決定日)以降の工事請負契約 ※既存契約の変更を含む(ただし、着工・着手前に限る) ② ①の工事請負契約から平成28年3月31日までの間に工事着手し、平成27年2月3日以降に工事完了するもの ③ 平成26年12月26日までに検査済証が交付されたもので平成27年2月3日以降に売買契約を締結した新築住宅		
対象住宅	新築、リフォーム、完成済新築住宅の購入		
対象種別	持ち家、借家(リフォームのみ) ※賃貸住宅の新築は対象外		
対象住宅の性能要件等	新築	全ての構造	・省エネ法に基づく住宅事業建築主基準に適合する一戸建ての住宅 ・省エネ住宅ポイント対象住宅基準(共同住宅等)に適合する共同住宅等 ・住宅性能表示制度の5-2一次エネルギー消費量等級5に適合する住宅
		木造住宅	・住宅性能表示制度の5-1省エネルギー対策等級4に適合する住宅 ・住宅性能表示制度の5-1断熱等性能等級4に適合する住宅 ・住宅性能表示制度の5-2一次エネルギー消費量等級4に適合する住宅
	リフォーム	(1)窓の断熱改修(ガラス交換、内窓設置、外窓交換) (2)外壁、屋根・天井、床の断熱改修(部分断熱可) (3)設備エコ改修(エコ住宅設備3種類以上) (太陽熱利用システム、高断熱浴槽、節水型トイレ、高効率給湯機、節湯水栓) +上記(1)～(3)のいずれかに伴う以下の工事等 【1】バリアフリー改修(手すりの設置、段差解消、廊下幅等の拡張) 【2】エコ住宅設備の設置 ※(1)又は(2)と併せて行う場合に限る 【3】リフォーム瑕疵保険への加入 【4】耐震改修	
ポイント数	新築	30万ポイント	
	リフォーム	最大30万ポイント(耐震改修を行う場合:最大45万ポイント) ・工事内容に応じ3千～12万ポイント ・既存住宅購入を伴うリフォームはポイント加算(上限10万ポイント)	
交換商品	地域産品、商品券等 及び追加工事費用に充当する即時交換		

2. 新築住宅のタイプ別による契約、着工等

(1) 注文住宅タイプ

契約※1	平成26年12月27日～
着工※2	契約締結日～平成28年3月31日
ポイント発行申請※3	平成27年3月10日(予定)～
完了前申請・完了報告	平成28年9月30日※4まで

※1 所有者となる発注者(入居者)と施工者との工事請負契約(変更契約を含む。)

※2 根切り工事又は基礎杭打ち工事の着手

※3 ポイント発行申請の受付開始日は平成27年3月10日(予定)、申請期限は予算の執行状況に応じて公表
遅くとも、平成27年11月30日までは受付終了予定

※4 共同住宅等で10階以下は平成29年3月31日、11階以上は平成30年3月31日

(2) 分譲売買タイプ

契約※1	平成26年12月27日～
着工※2	契約締結日～平成28年3月31日
ポイント予約申請発行申請※3	平成27年3月10日(予定)～
完了前申請・完了報告	平成28年9月30日※4まで

※1 分譲住宅の発注者(不動産会社、販売会社など)と施工者との工事請負契約(変更契約を含む。)

※2 根切り工事又は基礎杭打ち工事の着手

※3 ポイント予約申請・発行申請の受付開始日は平成27年3月10日(予定)、申請期限は予算の執行状況に応じて公表
遅くとも、平成27年11月30日までは受付終了予定

※4 共同住宅等で10階以下は平成29年3月31日、11階以上は平成30年3月31日

(3) 完成済み購入タイプ

工事の完了※1	平成26年12月26日までに完成済みの新築住宅※2
売買契約	平成27年2月3日以降の売買契約締結(変更契約は認めません。)
ポイント発行申請※3	平成27年3月10日(予定)～

※1 完了検査済証の日付が平成26年12月26日以前であること

※2 完了検査済証の日付から売買契約締結日までの期間が1年以内であり、一度も居住者がいなかったもの

※3 ポイント発行申請の受付開始日は平成27年3月10日(予定)、申請期限は予算の執行状況に応じて公表
遅くとも、平成27年11月30日までは受付終了予定

3. 新築住宅の省エネ性能を証明する書類

適用基準	証明書類名	全ての構造	木造	センターが発行するもの	備考
住宅事業建築主基準	省エネ住宅ポイント対象住宅証明書	○		○	戸建住宅
	住宅省エネラベルの適合証	○		—	戸建住宅
	フラット35S(省エネルギー性)適合証明書	金利Aプラン		○	戸建住宅
省エネ住宅ポイント対象住宅基準(共同住宅等)	省エネ住宅ポイント対象住宅証明書	○		○	共同住宅等

適用基準	証明書類名	全ての構造	木造	センターが発行するもの	備考
一次エネルギー消費量等級	省エネ住宅ポイント対象住宅証明書	等級5	等級4	○	
	設計住宅性能評価書(一次エネルギー消費量)	等級5	等級4	○	4/1以降に設計申請
	建設住宅性能評価書(一次エネルギー消費量)	等級5	等級4	○	4/1以降に設計申請
	フラット35S(省エネルギー性)適合証明書	金利Aプラン(等級5) 金利Bプラン(等級4)		○	4/1以降
	低炭素建築物新築等計画認定通知書	○		—	所管行政庁
	低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証	○		○	
断熱等性能等級	省エネ住宅ポイント対象住宅証明書	—	等級4	○	
	設計住宅性能評価書(断熱等性能等級)	—	等級4	○	
	建設住宅性能評価書(断熱等性能等級)	—	等級4	○	
	長期優良住宅建築等計画認定通知書	—	等級4	—	所管行政庁
	長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査適合証	—	等級4	○	
	フラット35S(省エネルギー性)適合証明書	—	金利Bプラン	○	
	すまい給付金制度の現金取得者向け新築対象住宅証明書	—	等級4	○	
贈与税の非課税措置の住宅性能証明書	—	等級4	—	4月以降(予定)	
省エネルギー対策等級	省エネ住宅ポイント対象住宅証明書	—	等級4	○	※
	設計住宅性能評価書(省エネルギー対策等級)	—	等級4	○	3/31までに設計申請
	建設住宅性能評価書(省エネルギー対策等級)	—	等級4	○	3/31までに設計申請
	長期優良住宅建築等計画認定通知書	—	等級4	—	3/31までに認定申請
	長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査適合証	—	等級4	○	3/31までに認定申請
	フラット35S(省エネルギー性)適合証明書	—	金利Bプラン	○	3/31までに設計検査申請
	すまい給付金制度の現金取得者向け新築対象住宅証明書	—	等級4	○	3/31までに申請
	贈与税の非課税措置の住宅性能証明書	—	等級4	—	

※省エネ住宅ポイント対象住宅証明書に関しては、平成27年4月1日以降であっても「省エネルギー対策等級」での依頼を行うことができます。